報告（2）

校則・生徒指導のあり方の見直しについて

１. 目的

校則は、児童生徒が健全な学校生活を過ごし、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校の実情等に応じて定められるものである。

校則は社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校長の判断で制定されるものであるが、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容や児童生徒の多様性への配慮に欠けると考えられる内容、決まりを守らせることに重きが置かれる指導も見受けられる状況である。

今年度、学校改革の一環として教育委員会が主体となり、生徒指導の三機能（※）に留意しつつ、自ら判断し行動できる児童生徒の育成につながるものとなるよう、あり方の見直しを進めていく。

（※）①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること　　（出所：文部科学省「生徒指導提要」）

２．主な観点

【校則】

① 児童生徒が、自ら考え、自らで決めていくような決まりや仕組みになっているか
② 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応しているか
③ 男女の別や人権の制限に関わる規定において、細かな内容を定める必要性や妥当性はあるか
④ 外国籍や発達障害など配慮が必要な児童生徒にも理解しうるものか　　など

【校則に基づく指導】

① 校則に基づく指導の際、人権侵害にあたるものはないか
② 教職員の働き方改革の観点で、校則の指導に係る時間は適当か
③ 学校で明文化された「校則」以外の指導は行っていないか　　など

３．スケジュール

令和２年８月　学校へ校則等についてのアンケート実施
９月　児童生徒や保護者へ校則等についてのアンケート実施
教育長と教育委員による広聴事業
未定　外部の有識者等を含めた検討委員会にて見直しの方向性について議論

[redacted]の子ども

令和２年度熊本市立[redacted]小学校

このきまりは、熊本市生徒指導協議会の「学校生活に関する申し合わせ事項」をもとに作成しています。

１　登校、下校

（１）午前8時２０分始まりです。10分前までに着くように、ゆとりをもって登校します。

（２）危険防止のため、７時３０分より後に学校に着くように登校します。

（３）登下校は、決まった通学路を通ります。（より道をしてはいけません。）

（４）帰りの会が終わったらすぐに下校します。

２　学校生活

（１）登下校、および学校では、標準服を着用します。

（２）学校では、名札を左の胸につけます。

安全のため、名札は学校に置いて帰ります。

（３）学校の物、みんなの物は、大切に扱います。

（４）運動場にある施設は、正しく安全に使います。

（５）登校してから下校するまでは、かってに学校の外に出ません。

（６）ほかの教室に入るときは、先生の許しをうけてから入ります。

（７）学校には、必要ないものは持ってきません。ランドセルには防犯ブザー以外のものは付けません。

（８）廊下は、静かに右側を歩きます。

（９）けがを防ぐため、髪はかざりのついていないゴムでとめます。

３　校外生活

（１）危険な場所では遊びません。

［　道路、川、線路内、工事現場、資材置き場・空き家など　］

（２）危険な遊び道具は使いません。

［　刃物、マッチ、エアガン、ガスガン、ＢＢ弾、爆竹など　］

（３）自転車は、交通ルールをきちんと守って乗ります。

- 自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶります。　・二人乗りは禁止です。
- １～３年生は、車がこなくて家の人の目の届くような場所で乗ります。
- ４～６年生は、ルールを守って校区内で乗ります。

（４年生は、自転車教室が終わってから校区内で乗ることができます。）

- 一輪車やスケボー・キックボードなどは道路で乗りません。

（４）次の場所は保護者同伴とします。

［　校区外、ゲームコーナーやゲームセンター、ボーリング場、映画館、学校以外のプール、カラオケボックス、デパート、など不特定多数の人が集まるような場所　］

（５）次の場所は、出入り禁止です。

［　パチンコ店、ビリヤード店など］

保護者同伴や出入り禁止としているのは、子どもたちが犯罪に巻き込まれるのを未然に防ぐためです。

（６）運動場では、食べ物を食べたり、散らかしたりしないようにします。

（７）３～９月は6時、１０月～２月は5時までに、家に帰り着くようにします。

４　その他

（１）お友達とお金や物(カードやゲームソフト等)の貸し借りはしません。

（２）スマホやタブレットなどは家の人と決めたルールを守って使います。

中学校生活と服装等の規定

熊本市立[redacted]中学校

心身の発達が著しい中学生時代は、心の面では子どもの心と大人の心に大きく揺れ動く時期です。そして時には、心身共に大変不安定になることもあります。それゆえこの時期を健康に過ごせるよう工夫し、努力することはとても大切なことなのです。みんなで協力しあって明るい中学生生活を築きましょう。

学校生活

（１）登下校時

〇交通規則、交通マナーを守って通学路を登下校しましょう。
〇８：１０までに校門通過し、８：１５までに教室の自分の席に座りましょう。
〇登校後、名札を着用します。（名札は帰りの会で外して学校保管）
〇自転車での登下校はできません。（休日に部活動で登下校する際は使用可）
〇帰りの会終了後は、速やかに下校もしくは部活動に参加しましょう。
※遅刻や欠席の連絡は８時までに保護者からお願いします。

（２）授業、休み時間

〇「スクールライフ（連絡帳）」を活用して、忘れ物等がないようにしましょう。
〇チャイムの１分前に着席し、集中して授業に取り組みましょう。
〇学習道具等には必ず記名し、貸し借りはしないでください。
〇校内での手紙のやりとりは禁止となっています。
〇無断で他学年のﾌﾛｱｰや他の教室等に立ち入らないようにしましょう。
※体育の授業を見学した場合は、原則として部活動には参加できません。

（３）給食、掃除

〇給食当番は、帽子・エプロン・マスクをきちんと着用しよう。
〇全員で協力して「無言掃除」に取り組みましょう。

（４）その他

〇保健室の利用は、原則として１時間となっています。
〇学校生活に不要なもの（電子機器、ﾏﾝｶﾞ等）は持ってこないでください。
〇休日に部活動で登下校する際は、自転車を使用しても構いませんが、校内では危険防止のため自転車は押してください。（ﾍﾙﾒｯﾄは必ず着用）
〇登校後は下校まで原則として校外へ出られません。外出が必要な時は、先生に申し出て許可を得てください。
〇「生徒証明書」は３年間使用します。紛失しないように保管してください。

家庭生活

（生活行動面）

○家族の一員として手伝い等に進んで取り組みましょう。

○規則正しい生活習慣を身につけましょう。

○外出に際しては次のようなことに気をつけましょう。

・交通道徳、交通法規の遵守

・無断外泊や夜間外出は禁止

・生徒証明書を携帯し、中学生らしい服装で外出

○SNSの使用

【[redacted]中学校ネットルール】

① 画像を撮影・保存・加工・ｱｯﾌﾟ・連絡先を教える時は、相手に許可を取る。

② 寝るところに持っていかない。家庭ごとに使用時間を決める。
テスト前は、保護者に預ける期間を決める。

③ 直接面と向かって言えないことは、ネット上でも言わない。送信前には、
「一旦停止」して内容確認。

④ 家の玄関に貼れないような内容は、ネットに書き込まない。

（学習面）

○中学生として必要な学習習慣をしっかり身につけよう。

「ようこそ[redacted]中へ」の「中学校の授業と学習」を参考にしよう。

【保護者の皆様へのお願い】

○生徒の欠席・遅刻・早退等は、保護者が責任を持って連絡してください。
留守番電話に８：００までにお願いします。

○本校は徒歩通学です。自転車等での通学がないようご指導ください。

○中学生のアルバイトは原則として認められておりません。
事情によりアルバイトをさせる場合は、必ず学校に相談してください。

○住所・電話番号・緊急連絡先等の変更や事故等が生じたときは学校に連絡してください。

[redacted]中学校の電話番号　[redacted]
（７：３０～１９：００）

欠席留守番電話番号　[redacted]
（２４時間）

服装等の規定

	男　　子	女　　子
冬服	◎黒標準学生服 ・名札（安全ピンで留める） **・つめえりに白ラインの入ったものを使用する。** **（旧式でも可。ただしカラーを使う）** （１）ジャンバー、マフラー等は使用不可。 〔**ネックウォーマーは使用可。黒か紺**〕 （２）手袋は登下校時のみ使用可 （１２月～２月を原則とする）	◎セーラー服にスカート ・服……白線３本、胸当て付き、 リボンネクタイ（黒） ・スカート（学校規定のスカート） ・名札（安全ピンで留める） （１）ジャンバー、マフラー等は使用不可。 〔**ネックウォーマーは使用可。黒か紺**〕 （２）手袋、ボックス（学校指定）は、 原則として登下校のみ使用可 （１２月～２月を原則とする）
夏服	◎上衣…白の半袖開襟またはｶｯﾀｰｼｬﾂ ・ズボン…黒標準長ズボン ・名札 	◎セーラー服にスカート ・白で半袖ふち水色 白線３本 白リボン ・スカート…水色 ・名札
中間服	◎上衣……白、長袖カッターシャツ ・ズボン…黒標準長ズボン(夏服と同じ) ・名札	◎上衣　　…白ブラウス ・スカート…紺のジャンパースカート ・名札
着用期間	◎原則として着用期間を下記のように定める。 ・夏服は、６月中旬から９月ごろまで着用する。 ・中間服は５月中旬から６月中旬ごろまでと１０月ごろ着用する。 ・冬服は、１１月から５月中旬ごろまで着用する。 ※衣替えの期日については、気候の様子をみてその都度連絡する。	

		男　子	女　子
体育服	夏	◎上…白で胸に校章入り 下…紺のクォーターパンツ	◎上…白で胸に校章入り 下…紺のクォーターパンツ
	冬	◎上…トレシャツ 下…トレパン	◎上…トレシャツ 下…トレパン
	備考	・室内では、体育館シューズを使用します。 **・必ずゼッケン（夏服は前と後、冬服は後のみ）をつけること。**	
靴	通学	◎ひも付きの白いジョギングシューズ（ひもも白であること。ﾊｲｶｯﾄｼｭｰｽﾞ 野球のﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｼｭｰｽﾞ・ﾊﾞｽｹｯﾄｼｭｰｽﾞ・ﾃﾆｽｼｭｰｽﾞ等は不可） ・けが等で靴が使用できないときは、担任に届けること。	
	上ばき	◎学校規定の上ばき用の靴（男女共通） ・色は学年別とする。 ・氏名、クラス番号を記入する。	
	くつ下	◎スクールソックス（白色）とする。 **・スクールソックスの長さは、くるぶしが完全に隠れる長さとする。** ・女子生徒の黒タイツ着用は可。 （１２月～２月を原則とし、スクールソックスとの併用可とする）	
	頭髪	◎中学生らしく、清潔で自然な髪型とする。 ・日々の手入れが簡単で清潔さを保ちやすいように工夫しよう。 （女子で肩にかかる髪は、ゴムひもで結ぶ。） ・整髪料は使用しない。 ・パーマ、髪染めは禁止する。（縮毛矯正も含む） ・ツーブロック、アシンメトリーなどの髪の加工は禁止する。	
	カバン	◎学校規定のカバン（男女共通） ・リュック形式で使用することを原則とする。 ・カバンに収納できないときはサブバックを併用することを原則とする。 ◎サブバックは、学校規定のものを使用することを原則とする。	

上靴、ゼッケンの記名の仕方

生 徒 心 得

A　登校下校

1　欠席・遅刻については、電話等で連絡すること。
　なお、忌引日数は次の通りである。
　父母７日、祖父母及び兄弟姉妹３日、曾祖父母及び叔伯父母１日

2　放課前に無断で校外に出てはならない。ただし、外出する場合には担任に願い出て、必ず「外出許可証」を持参すること。早退・外出などの必要が事前に分かっている場合には、その事由を保護者に記入・捺印してもらった文書を担任に提出して許可を得ること。

3　下校時間は、原則として午後５時までとする。課外などの場合は、午後７時３０分までに校舎を出る。その他、先生方の指導を受けている生徒は、その担当教師の責任のもとに下校すること。

4　部活動は、遅くとも午後７時３０分までに活動を終了し、午後８時までには校門を出ること。

5　生徒証明書は常に携帯すること。（紛失した場合は再発行をする。）

6　休日に校舎及び運動場等を使用する場合は、顧問教師の指導の下でなければならない。

B　集会その他の活動

1　集会を催し又は集会に参加する場合は、校内外を問わず係の先生に届け出て許可を得ること。

2　生徒が対外交渉をする場合は、係の先生の許可を得ること。

3　生徒は集会を利用して政治活動をしたり、極端な主義思想を宣伝しないこと。

C　風紀

1　生徒の本分品位を自覚し、次の事項を厳守すること。

（1）　遊技場・カラオケボックス等へは絶対に出入りしないこと。

（2）　午後１０時以降の外出は禁止。

（3）　飲酒、喫煙は絶対にしないこと。

（4）　物品の販売、買入の掛買等は絶対にしないこと。

2　男女交際

（1）　男女は互いに敬愛し、その人格を尊重すること。

（2）　節度を保ち、良識ある公正明朗な交際であること。

3　アルバイトは、原則として禁止する。但し、特別な事情がある場合は、担任に申し出を行うこと。その後担任を通じて、担当の先生（生徒指導部）に「アルバイト許可願」（所定の用紙有り）を提出し、許可を得たうえで行うこと。

D　所持品

1　学習上不要なもの、また学生にふさわしくないものは持参しないこと。
2　バッジ類は学校の規定したもの以外は、生徒部長の許可を得て使用すること。
3　学生用カバン及び学用品その他所持品には、すべて明瞭に学年、氏名を記入すること。
4　登校後、自転車・履物・傘等所持品は、所定の場所に整頓しておくこと。
5　傘の色は自由、但し、フリル付きは禁止。
6　貴重品はなるべく担任に預けること。（貴重品バッグを必ず利用すること。）
7　生徒は必要以上の大金を持参しないこと。やむを得ない時は、担任に預けること。
8　携帯電話の持ち込みは可。但し校内での使用は禁止。
9　化粧品の持ち込み禁止。

E　服装容姿

1　服装は端正・清潔にし、常に生徒としての品位を保つように心がけること。
2　着用期間
　冬　服　４月～５月中旬、１１月～３月
　中間服　気候状況に応じて設定する
　夏　服　５月下旬～１０月中旬　　※衣替えの期日は生徒指導部より指示する。
3　登下校その他の外出時には、必ず制服を着用すること。但し、やむを得ず、異装する場合は所定の様式に従って、担任並びに係の先生に届け出て、許可を得ること。
4　制服は勝手に変型してはならない。スカート丈は膝が隠れるものとする。なお、勝手に変型した場合は、買い替えなければならない。　　※違反制服は預かり指導になる。
5　登下校時のコートは、学校指定のものに限る。
6　セーター及びニットベストは、学校指定のものに限り着用しても良い。但し夏服の上に着用は不可とする。
7　男子の髪型は眉や耳にかからないこと、又後ろはシャツの襟が見えていること。女子の髪型は、肩の線に届いたら結ぶか、切ること。男女とも、全体的に高校生らしく清潔にしていること。
8　パーマ（ドライヤー使用及びカールを含む）・エクステンション・髪染め・髪飾り・ピアス類・マニキュアは絶対にしないこと。（市生連申し合わせ事項）
9　ソックスの色は、男女とも白・黒・紺とし、ワンポイントまで許可する。但し、女子のくるぶし丈のショートソックスは不可とする。また、女子のタイツは無地の黒又はベージュとする。
10　革靴は黒又は茶の単一色で、運動靴の色は華美でないものとする。また厚底靴は禁止とする。
11　登下校はサンダルなどを使用しない。但し、特別の場合は願い出ること。
12　上履きは指定されたものを使用すること。

F　交通

1　普通自動車、及び自動二輪車の免許取得は認めない。但し、必要があれば３年生に限り、生徒部の許可を得ての教習を認める場合がある。

2　原付自転車の免許取得についても原則としてこれを認めない。しかし、特別の事情が生じた者に限り、定められた条件の下で認めることがある。

3　前記１・２の運転免許を取得しようとする時は、担任に申し出、所定の手続きを経て校長の許可を得ること。

4　交通違反及び事故を起こした場合は、直ちに担任・生徒指導部に届け出ること。

5　無免許運転・暴走行為は厳禁である。又、暴走行為を見に行く（ギャラリー）ことも禁止である。

G　自転車通学

1　本校所定の「自転車通学許可願」に保護者同意のうえ必要事項を記入し、担任を通して校長に願い出ること。

2　記載事項と相違した場合、又は２４ページの 自転車通学許可条件 に違反した場合は、許可を取り消すことがある。

3　交通違反及び事故を起こした場合は、直ちに担任・生徒指導部に届け出ること。

4　危険箇所をチェックし、交通事故に遭わないようにすること。また、歩行者の妨害にならないように注意を怠らぬこと。

９　生活指導

いよいよ高校生活のスタートです。これから高校生活３年間をどのように過ごすか、期待と不安があることでしょう。自分をより大きく成長させるために、毎日の学校生活に積極的に取り組み、高校生活を充実させてください。

そのためには、自分を見つめ、自分の目標を持ち、その目標に向かいハードルを一つずつクリアしていき、大きな喜びを味わうことが大切です。思い出に残る日々は、自分が何かに熱中した時のことです。勉学に励み、将来の役立つ知識をたくさん身につけるとともに、運動（部活動）にも取り組み、将来に備えてたくましい身体づくりをしましょう。そして将来まで続く仲のいい友達をたくさんつくりましょう。皆さんが毎日を楽しくできるかどうかは、皆さんの日々の過ごし方次第です。自分の一日は他人任せでなく、自分自身がその主役でなくてはなりません。

さて、本校性としての生活を送るにあたって、入学した皆さんと保護者の方に学校生活を送る上での「生徒心得」について以下に述べます。

１　登校・下校

（１）　朝課外が７時４０分、朝読書が８時１５分から始まるので、それぞれ５分前には教室に入って準備しておくこと。

（２）　登校後の外出は認めない。ただし、特別な事情による外出や早退をする場合には HR 担任に願い出て、必ず許可証を携帯すること（所定の外出届、早退届で届ける。）

（３）通学に際しては、交通法規及び交通道徳を遵守すること。

①　電車・バスなどの乗り物を利用するものは、車内規則及び車中におけるルールを守り、携帯電話での通話や座り込みなどの他の乗客に不快感や迷惑のかかるような言動や行動を慎むこと。

②　免許を有する車輛（単車など）での通学は禁止。

③　特別な事情を除き保護者の車による学校への送迎は禁止、それ以外のものが運転する車へは乗らないこと。（他人の車には絶対乗らないこと。）

④　自転車通学については、後述の「自転車通学について」参照のこと。

２　校内生活

①　登校・下校の際または校内において教職員に対してはもちろん、外来者に対しても挨拶をすること。

②　美しく正しい言葉づかい（敬語使用）をするように努めること。

③　授業時間は私語を慎み、勉強にふさわしい雰囲気づくりを努めること。

④　常に校内の清潔・整頓に心掛け、公共物を大切にすること。

⑤　生徒として不必要な物、または多額の金銭を学校内に持ち込まない。所持品には全て記名すること。

⑥　校内での携帯電話の使用は禁止とする。

３　校外生活

①　夜間外出（２２時以降）は原則として禁止する。

②　外出時の服装は制服が好ましい。

他校の学校行事の見学・訪問・模試などによる外出は必ず制服とする。

※外出時には必ず生徒証明証を携行する。

③　保護者の同行または学校の許可を受けたもの以外の外泊は一切しない。

④　各種遊技場への立ち入りは学校（熊本市高等学校生活指導連盟申し合わせ）の規則通りとする。

カラオケボックス・ゲームセンター・パチンコ店・麻雀荘・その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。

⑤　アルバイトについては原則禁止とする。特別な事情がある場合は担任（学年会）を通して生徒指導部へ相談すること。

⑥　バンド編成及び演奏会をする場合は必ず学校長の許可を取ること。但し、高校生以外の混成バンドとの編成は禁止する。

⑦　交通法規・交通マナーを遵守する。

雨天時の自転車乗車は必ず雨合羽を着用すること。無免許運転、単車・自転車の二人乗り、携帯電話をしながらの運転、イヤホン等で音楽を聴きながらの運転、アーケード街の自転車の乗り入れ、傘さし運転、家族の自動車以外の相乗りは絶対しない。**自転車は左側通行**。

※原付・自動二輪免許証の取得は認めない。

⑧　少年保護育成条例の規定により有害がん具等として指定されたがん具等類、器具類、刃物類の所持については禁止する。

４　集会その他の活動

①　集会を催したり、または集会に参加したりする場合は、校内外を問わず生徒指導担当に届けて学校長の

許可を得ること。

②　生徒が外部と交渉する場合は、生徒指導担当の許可を得ること。

③　金銭を徴収したり、物品を販売したりしてはいけない。

５　服装について

熊本市立[redacted]高等学校における制服については、この規定により定める。

本校の生徒はこの規則に従い制服を整え、高校生として品位のある端正な服装であること。

（１）制服

ア　学校指定の制服とする。

夏服６月～１０月、冬服１１月～５月。５月、６月及び１０月、１１月の認められた期間は中間服でも可とする。

中間服とは冬服の上衣を脱いだ服装。また、学校行事、対外的行事についても原則として制服着用とする。

イ　学校指定のコートについては女子のみ認める。

ウ　セーターの着用は学校指定のセーターのみを認める。但し、セーターでの登下校は禁止す

る。

エ　制服着用時の下着（インナーシャツ）は白無地とする。柄物やカラーシャツは禁止する。

（２）靴

ローファー、運動靴（ハイカット及びブーツ等は禁止）とする。派手なものは禁止する。

（３）靴下

ア　黒、紺の単色無地とする（くるぶしより１０㎝程度）。くるぶしソックス、柄物は禁止する。

イ　女子については、冬服期間内のみタイツ（色：黒のみ）の着用を認める。柄物は禁止する。

（４）鞄

黒の学生鞄を原則とするが、背負い鞄、肩掛け鞄でもよい。

（５）補助バッグ

手提げ形で派手でないものとする。

（６）雨合羽

視認性の高い安全な製品のみ認める。自転車通学者については必須とする。

（７）その他

ア　譲渡された制服は原則禁止する。但し、生徒指導部の許可を得て基準が満たされていることが確認されればこの限りではない。その際、譲渡された制服の所定の位置に氏名の刺繍を入れること。（刺繍代個人負担）

イ　事情により正規の服装ができない場合は、異装許可願を保護者押印の上、担任に提出し、生徒指導部の許可を得ること。

ウ　制服を補正する場合は、その旨を担任に申し出て、生徒指導部より制服補正許可証の発行を願い出ること。許可なしでの補正は認めない。

６　整容について

（１）頭髪

清潔で品位のある髪型で、高校生としての活動に適当なものであること。

ア　パーマ、カール、ツーブロック、染髪（脱色含む）及び、それに類する加工は一切禁止する。

イ　男子のもみあげは長くしない、側頭部は髪が耳にかぶさらない（ツーブロック禁止）、また、後頭部は襟にかからないように整えること。前髪は眉にかからない。

ウ　女子の前髪は眉下まで、長い髪は両肩の線に届いたら切るか、ゴム（黒・紺・茶）で束ねること。また、ヘアピンは派手でないもののみ許可する。

エ　ヘアーエクステンション、その他の装飾品の使用は禁止する。

オ　生まれつき髪色が黒くない、またウェーブがかった髪の生徒は、その旨を担任に申し出て、生徒指導部の承認を受けること。

（２）装飾品

指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス、カラーコンタクト等を身に付けることは禁止する。

（３）その他

化粧、マニキュア、眉剃り、ネイルアート、ピアス等、これに類することは禁止する。

中間服

男子長袖角襟ボタンダウン
ニットシャツ（サックス）
女子長袖角襟ボタンダウン
ニットブラウス（サックス）
イニシャル入り
ベスト
ワンタック
イニシャル入り
イニシャル入り

夏　服

男子半袖角襟ボタンダウンプルオーバーシャツ
女子半袖角襟ボタンダウンプルオーバーブラウス
女子長袖角襟ボタンダウンプルオーバーブラウス
イニシャル入り
イニシャル入り
イニシャル入り
シャツは
中に入れる
イニシャル入り
イニシャル入り
イニシャル入り

冬　服

校章バッチ
ノーフックラウンデッド
パーマカラー
学年・組章
ボタン
校章入り
ゴールド反射
校章バッチ
学年・組章
ボックスは紺色
学校指定のものに限る
（希望者のみ）
セーター
学校指定のもの
（希望者のみ）
イニシャル入り
スカートのひだ数 16 本
スカート丈はひざの中央部とする
靴下は
黒か紺とする
黒色の短靴
又は運動靴
靴下は
黒か紺とする